五　法第二十条第二項から第四項までに規定する権限

［号を削る。］

六　法第二十一条第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する法第二十条第四項に規定する権限

七　法第二十二条第一項から第三項までに規定する権限

八　法第二十二条の二第二項、同条第三項において準用する法第二十条第三項本文及び第四項並びに法第二十二条の二第四項において準用する法第二十二条第一項から第三項までに規定する権限

九　法第二十二条の三において準用する次に掲げる規定に規定する権限

イ　法第二十二条の二第二項

ロ　法第二十二条の二第三項において準用する法第二十条第三項本文及び第四項

ハ　法第二十二条の二第四項において準用する法第二十二条第一項から第三項まで

十　法第二十二条の四第一項から第三項まで及び第五項から第九項までに規定する権限

［号を削る。］

十一　法第四十九条第一項から第三項までに規定する権限

十二　［略］

［号を削る。］

十三　法第六十一条の二に規定する権限

十四　法第六十一条の二の二第一項から第三項まで及び第五項に規定する権限

十五　法第六十一条の二の三に規定する権限

十六　法第六十一条の二の四第一項から第三項まで及び第四項前段並びに同項後段において準用する同条第二項に規定する権限

十七　［略］

［号を削る。］

十八　法第六十一条の二の八第一項並びに同条第二項において準用する法第二十二条の四第二項、第三項及び第五項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）に規定する権限

十九　法第六十一条の二の十一に規定する権限

［号を削る。］

［号を削る。］

二十　［略］

2　法第六十九条の二第二項の規定により、次に掲げる出入国在留管理庁長官の権限は、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、第一号（法第九条第二項に規定する権限に限る。）、第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号から第十四号まで、第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる権限については、出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第九条第二項及び第八項に規定する権限

二　法第九条の二第一項、第三項、第五項、第七項及び第八項に規定する権限

三　法第十四条の二第一項に規定する指定の権限

六　法第二十条第三項並びに第四項第二号及び第三号（法第二十一条第四項及び第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する権限

六の二　法第二十条の二第二項に規定する権限

七　法第二十一条第三項に規定する権限

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

八　法第二十二条の四第一項から第三項まで及び第五項から第九項までに規定する権限（永住者の在留資格に係るものを除く。）

九　法第二十六条第一項から第四項まで及び第七項に規定する権限

十　法第四十九条第三項に規定する権限

十一　［同上］

十二　法第五十九条の二第一項に規定する権限

十三　法第六十一条の二から第六十一条の二の三までに規定する権限

［号を加える。］

十四　法第六十一条の二の四第一項から第四項までに規定する権限

十五　［同上］

十六　法第六十一条の二の七第三項の規定による難民認定証明書及び難民旅行証明書の返納を受ける権限

十七　法第六十一条の二の八第一項に規定する権限（永住者の在留資格に係るものを除く。）

［号を加える。］

十八　法第六十一条の二の十二第一項、第二項、第五項及び第六項に規定する権限

十九　法第六十一条の二の十三の規定による難民認定証明書及び難民旅行証明書の返納を受ける権限

二十　［同上］

［項を加える。］